

平成 23 年 12 月 1 日

お客様 各位

株式会社 東和銀行

「金地金等の譲渡の対価の受領者の告知及び支払調書制度」について

平成 23 年度所得税法の改正において、「金地金等の譲渡の対価の受領者の告知及び支払調書制度」が創設され、金地金等の売却金額が 200 万円を超えるお取引について、取扱業者（弊行）に対し、税務署への支払調書の提出が義務付けられることとなりました。

現在、お客様が金地金等を取扱業者（弊行）にご売却される場合、ご本人確認が義務付けられておりますが、支払調書の提出義務はありません。しかし、平成 24 年 1 月 1 日以後のお取引につきましては、弊行は、「いつ、誰に、いくら支払ったのか」といった内容について「金地金等の譲渡の対価の支払調書」として所轄の税務署へ報告することになります。

本制度の内容は下記のとおりですが、法律に定められたお客様とのお取引に係る「告知義務」、弊行の「本人確認義務」及び「支払調書の提出義務」について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

— 財務省ホームページより引用 —

1. 金地金等の譲渡対価の告知制度（所得税法 224 条の 6 及び所得税法施行令 350 条の 6～10）

（1）告知義務

金地金等の譲渡をした者（公共法人等を除きます。）で国内においてその金地金等の譲渡を受けた者からその金地金等の譲渡の対価（その額が 200 万円以下のものを除きます。）の支払を受けるものは、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名（法人の場合は名称）及び住所（国内に住所を有しない者は、居所地等の一定の場所）をその金地金等の譲渡を受けた者（金地金等の売買を業として行う者に限ります。以下「支払者」といいます。）に告知しなければならないこととされました。

（2）本人確認義務

支払者は、告知された氏名（名称）及び住所を提示された公的書類により確認（いわゆる本人確認）しなければならないものとされました。

2. 金地金等の譲渡の対価の支払調書制度（所得税法 225 条①の 14、所得税法施行規則 90 条の 6）

（1）支払調書の提出

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において金地金等の譲渡の対価（その額が 200 万円以下のものを除きます。）の支払をする支払者は、その対価の支払を受ける者の各人別に、次の事項を記載した金地金等の譲渡対価の支払調書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

- ① その支払を受ける者の氏名及び住所
- ② その支払の確定した金地金等の譲渡の対価の額及びその確定した日
- ③ その金地金等の重量及び数
- ④ 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所
- ⑤ その他参考となるべき事項

（2）支払調書制度の対象範囲

金地金等の譲渡の対価の受領者の告知制度は対価の支払を受ける個人及び法人が対象とされていますが、金地金等の譲渡の対価の支払調書の提出制度は、居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者に対する対価の支払に関するものに限られています。

3. 適用関係（所得税改正法附則 8②）

上記 1 及び 2 の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に行われる金地金等の譲渡について適用されます。

以 上